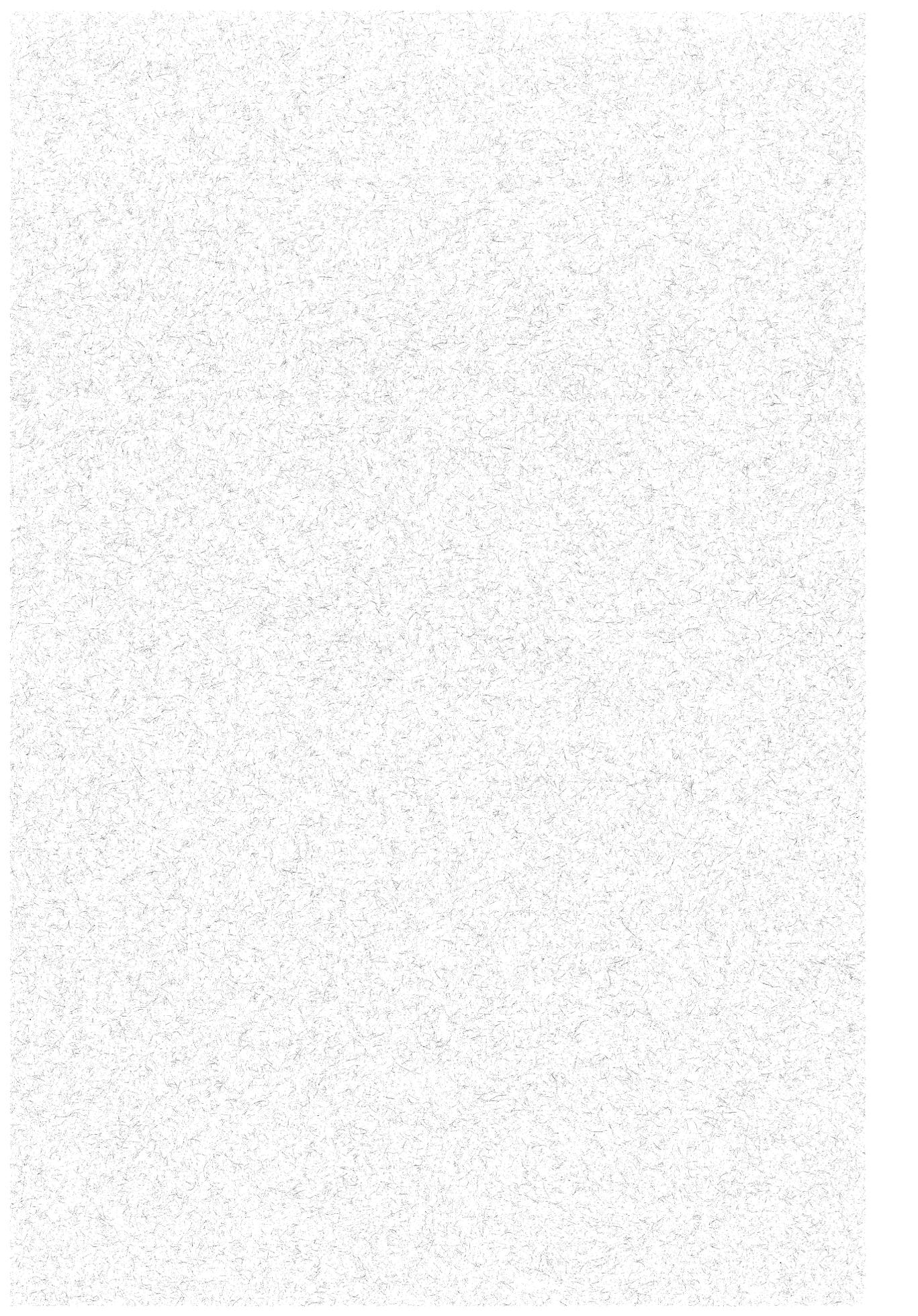


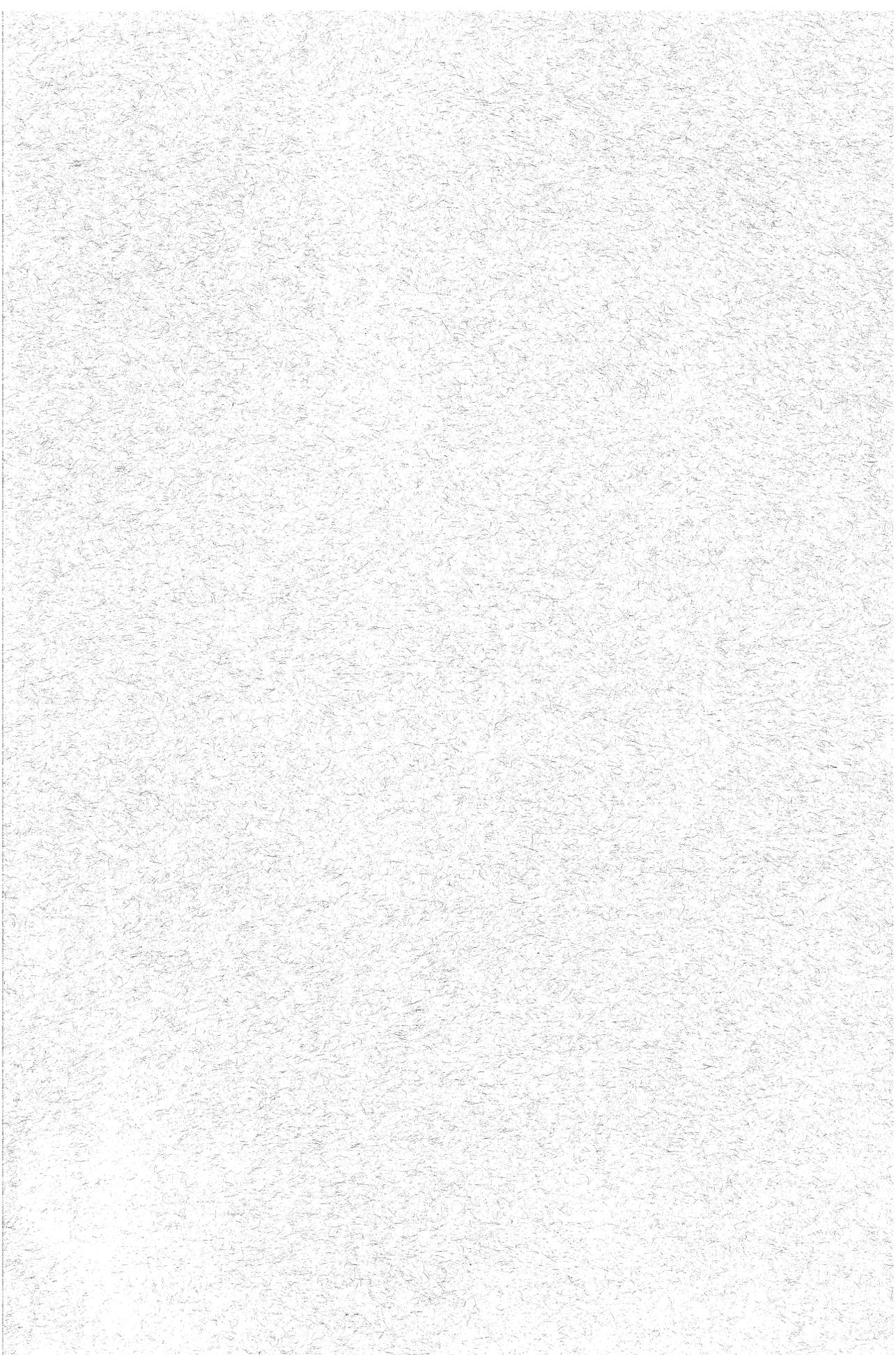
昭和五十五年一月二十六日指定記念

国指定重要文化財

掛川城御殿

掛川市教育委員会





定住圏ロマンの出發

掛川市長 榛 村 純 一

掛川市のシンボルは、何と言っても、掛川城跡と御殿であろう。その意味で、今度二の丸御殿が、国の重要文化財に指定され、こんなに嬉しいことはない。嬉しいのはこれを契機に、ロマンが、どんどん広がって行くからである。

まず、文化財保護の気運が高まり、今後、調査修復保存される徳川靈廟や、和田岡古墳群も、国指定の重要史蹟に格上げされていき、掛川の人達は、それらを誇りに思うようになるであろう。大手番所も、この度復元され、史料を語り合う場ともなり、茶室ともなり、歴史の香りを発散し続けるであろう。

歴史的に価値ある建造物を大切に思うことは、建造物に対する美意識を養い、必ず今後の都市づくりに資することになる。更に、市制三十周年には、掛川市史が発刊される予定になっている。

次に、昭和五十二、五十三、五十四年度と、三年にわたり、一億円近く投資した掛川城跡の整備が一段落し、美しい掛川公園が誕生した。

これにより市民は、花と緑と白鳥の浮ぶ蓮池に囲まれた御殿に遊び、品性を高め、清潔な都市を作ることが心がるようになるであろう。

城下町のいいところは、市街地の真中に城跡があり、その都市の歴史的環境と緑地空間のシンボルゾーンを形成していることである。

私は、生涯学習十年運動の間に、富士見台公園、カルチャーパーク、原泉スイス化構想、さよの中山と粟が岳公園、日本茶業公園、大池公園、各種の農業団地公園等々、次々美しい公園を作っていくかと思っている。

かくして、「名」と名のつくものが各地にふえ、定住圏ロマンは、少しずつ具現化するのである。

御殿でも生涯学習を

掛川市教育委員会教育長

佐藤正夫

市民が願望しておりました掛川城御殿が、このほど国の指定、重要文化財となりました。

掛川城は掛川駅より北約三〇〇メートルに所在し、現在は城郭の一部と御殿並びに太鼓櫓の建造物を残しております。

御殿は安政元年の地震で倒壊した後、同二年に上棟されたもので、当時のものとしては玄関と書院で、その後増設により文久元年までに現在の形態が完成されました。安政二年以来明治に至るまで十三年間太田藩で使用し、明治四年廢藩以後文教施設、各種団体の事務所又行政機関として使用され、政府の面目を保つと共に一般市民から親しまれました。

昭和四十七年度に修復工事を着手し、昭和五十年十月に保存修理事業の落成をみたのであります。藩制時代の御殿としては京都二条城をはじめ、全国で五か所しかない貴重な建造物であり、郷土の伝統を知ることができ、見る人の情操を高め、郷土のほこりとして長く皆さまと共に保存に努めたいと思います。

この度の指定記念として「掛川城御殿」小冊子を発刊いたしました。内容解説に当りましては長く御殿を研究されている文化財専門審議会委員でもある関七郎氏にお願いいたしました。これを機会にいろいろな角度から御殿を学習されることをお願いいたします。

掛川城御殿

一 指 定

重要文化財となった掛川城御殿の指定内容は次のとおりである。

○文部省告第八号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表に掲げる文化財を重要文化財に指定する。

昭和五十五年一月二十六日

文部大臣 谷垣 專一

名 称	員 数	構 造 及 び 形 式	所 有 者	所有者の住所	所在の場所
掛川城御殿	一 棟	<p>広間・書院部 式台、広間（床付）、中番屋、御談ノ間、七畳半、三ノ間、次ノ間、書院上ノ間（床・棚付）、御用部屋、二ノ間及び入側</p> <p>小書院部 小書院（床・棚付）、次ノ間、長囲炉裏間、七畳半、三畳及び入側</p> <p>諸役所部 用人室、大目付室、賄方室、張役所、吟味奉行室、徒目付室、土間、足輕目付、割場及び廊下</p> <p>一重、諸役所部一部二階、棧瓦葺</p> <p>附 棟札 二枚</p> <p>成其効安政二季乙 卯冬十一月の記があるもの 一</p> <p>文久元酉年春三月皆出来の記があるもの 一</p>	掛川市	静岡県掛川市掛川一、一四一番地の二	静岡県掛川市掛川一、一四二番地の二

一一 掛川城の沿革

掛川城は別称を雲霧城^{くもぎり}、辰多山城^{たつたやま}、松尾城といわれ文
明初年（一四七〇代）（註1）駿河の今川義忠の家老朝
比奈氏が東海道の守衛と遠江の警備のため天王山に築い
た古城が先駆で、永正年間（一五一三頃）（註2）城山
に戦国時代の平山城が完成した。永禄十一、二年にかけ
今川氏真と徳川家康が五ヶ月間城をめぐる興亡戦のすえ
遂に家康の属城となり石川氏が城を守った。天正十八年
小田原の役から豊臣秀吉の麾下の将山内一豊^{やまうち}を城主とし
て慶長五年関ヶ原の戦までの十ヶ年城と町の大規模な改
修工事を行い、天守閣を始め櫓、塀、門、殿舎等を設け
城下町を包む総構の堀をめぐらし中世城郭から脱皮し近
世城郭としての機能を備え、城下町もこのとき整備完成
された。

江戸時代に入り慶長、元和の頃、江戸と駿府の将軍、
大御所に近く掛川は松平（久松）定勝、定行、定綱とい
った家康の弟、甥の居城あり、松平頼宣や徳川忠長が駿
府にあったときその家老安藤、朝倉等が居城した。この
前後将軍や大御所が京都、尾張、三河へ旅行の際しばし
ば掛川を御宿城として宿泊された。寛永年間幕府は大名
諸侯の更迭を頻繁に行い青山、松平（桜井）、本多、松

平（藤井）と相次いだ。その後家康の妹婿の保科正直の
三男氏重が北条家を継いで居城し、この時龍華院の家光
靈廟が建立された。更に井伊氏が三代、小笠原氏が三代
と、幕府の要職にある三万石から七万石の普代の大名が
入封し東海道要衝の警護の任に当たった。

江戸時代後期延享三年（一七四六）から明治元年（一
八六八）の百二十余年江戸城を築城した太田道灌の子孫
で幕府寺社奉行、大坂城代、京都所司代、老中等の要職
にあった太田氏が入封し、資俊^{すけとし}、資愛^{すけよし}、資順^{すけのぶ}、資言^{すけとき}、資
始^{すけとも}、資功^{すけかつ}、資美^{すけみ}の七代にわたって領国を統治された。

明治元年新政府は徳川家の処遇として駿遠七十万石の
静岡藩を新設し徳川家達が旧幕臣と共に静岡に移り、両
国にあった各藩は房総に移され掛川藩も上総芝山（後に
松尾）に転ぜられ、城は静岡藩の配下になったが翌二年
廃城となり、明治四年の廃藩置県をむかえた。

（註1）文明初年築城は駿国雑誌、宗長手記、今川家略、今川古文書
等で知られる。朝比奈氏係図の泰熙の父泰永の遠州岩土は掛川古城
と考えられる。

（註2）掛川城主歴代はいずれも永正年間とし朝比奈泰熙とする。

三 城郭御殿と掛川城

城郭の御殿と一般に呼ばれる建物は殿舎・御住居・殿館・屋方（館）・藩政庁・台所等で、城は武備の建物という見方から比較的軽視されてきた。中世城郭の山城では山頂に砦として設けられた武備の構築物に対して、山下の生活区域に根小屋とよばれた。戦国時代には櫓、門、塀等が主体で館は城の付属物とされた。

近世初頭、天正、文禄、慶長期、特に安土桃山時代は城郭建築が発展し最盛期を迎える時期で、天守閣を中心とした壮大な武備の建物を主体とする近世の城が完成したが、平和の到来と共に武備の建物の発達は停止され、それまで付属建物とされていた館・御殿・政庁等が大名、城主の権力と格式を表現する豪華なものとなり、領国支配の本拠として進歩を続けた。

幕府は元和元年（一六一五）、一国一城令と武家諸法度により武備を目的とする城郭の建造と修理に厳しい制限を加えたが、付属建物である殿舎や藩の政庁には特別制約を受けることなく比較的自由に増改築が行われた。徳川三百年、領国統治の主体として近世城郭の中心的な建物でありながら別段規制を受けなかったため城郭絵図にも描かれず、記録にも乏しいため、また城中でも大形の建

物の集合体である御殿の維持管理は容易でなく、明治初年その殆どが解体され今日残っているのは極めて稀である。

殿舎は

(1) 表御段 祝儀儀式、公式対面、饗応などの藩の公式儀礼の晴れの場とし武家の格式が重んぜられ、書院造を中心とした。

(2) 対面所 接客を中心とした表御殿の広間。

(3) 玄関口 式台車寄の部分で主人来客が籠を着け送迎する場所。

(4) 藩士詰所 奏者番の間・遠侍・大番衆の詰所。

(5) 政庁 藩の行政の元締・表役人の執務所・詰所・諸役所。

(6) 中奥 藩主の公邸・御座間・休息の場・日常生活の場所。

(7) 傍衆 御用側人・中小姓・坊主等の控所・藩主の側近と内務関係者の詰所。

(8) 奥御殿 藩主の私邸・居宅・休息所・寝所。

(9) 女中部屋 長局。

(10) 御勝手 台所。

(1) 將軍御宿城では宿泊施設としての御殿が設けられていた。

以上のような建物から構成されており、平屋一部二階の大きな建物が、通路の廊下により連絡された建物群であった。広大な建物は書院造を基調とした武家住宅で、立地の状況を加味し、その藩の組織機構にに応じて必要な規模構造形態を整えていた。

掛川城の御殿についての記録は、従来殆ど知られていないため、古い時代の建物の規模を知ることができない。

初期においては旧本丸（主郭）は、天守の位置を中心としたが、居住には適当でないため「天守の丸」は非常の場合にとどめ、早い時期に山の中腹の平坦な「旧二の曲輪」を本丸として移り、文禄慶長の山内一豊の近世城郭完成と共に武備と格式を重んじた城郭御殿が設けられた。更に江戸初期の松平定勝、松平定行、松平定綱、青山幸成等の時代に、將軍上洛の際御宿城として適わしい豪華な御殿が設けられた。

地形の制約と政務や日常生活の不便さから地の利を得た二の丸に「屋形」を設け、「本丸御殿」は儀礼や行事の場に、二の丸は藩主の住居とされたようである。宝永四年（一七〇七）の大地震で城中も多く破損したために「本丸御殿」を廃し「二の丸屋形」を「御殿」として整備改築されたと考えられ、松平忠喬時代の古図には本丸

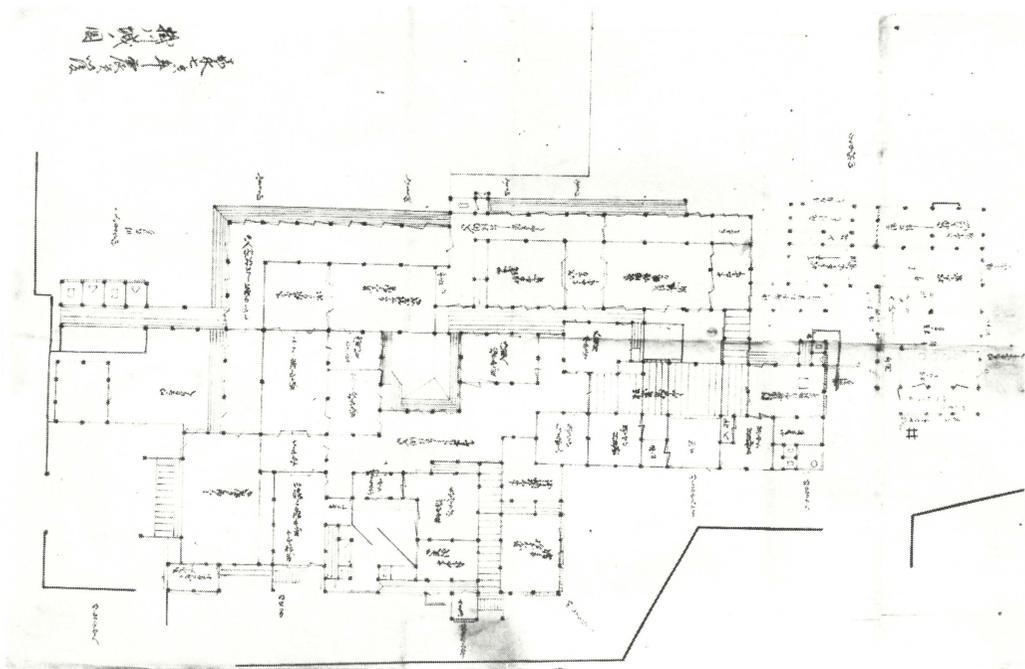
に「御殿場」とあり、当時まで存在したことを示している。御殿は宝永地震（一七〇七）の後、二の丸に再建された。延享三年（一七四五）太田氏の入封時の建物で、三三八坪（一一四二・四平方米）で、その後増改築があったものと見える。天保十四年の図面では推定四一五坪（一三七二・〇平方米）となるが、中庭の面積を若干差引かねばなるまい。当時の「二の丸御殿」は現在の御殿と間取の配置・面積などで可成相違し、特に藩主の居住区域である「奥」の部分は、震災後山下郭に設けられたため、再建されず、「中奥」の部分が広めに用いられている。

嘉永七年（一八五四）十一月四日（陽曆十二月二十三日）に襲った東海大地震でこの御殿は残らず潰れた。当時の記事に

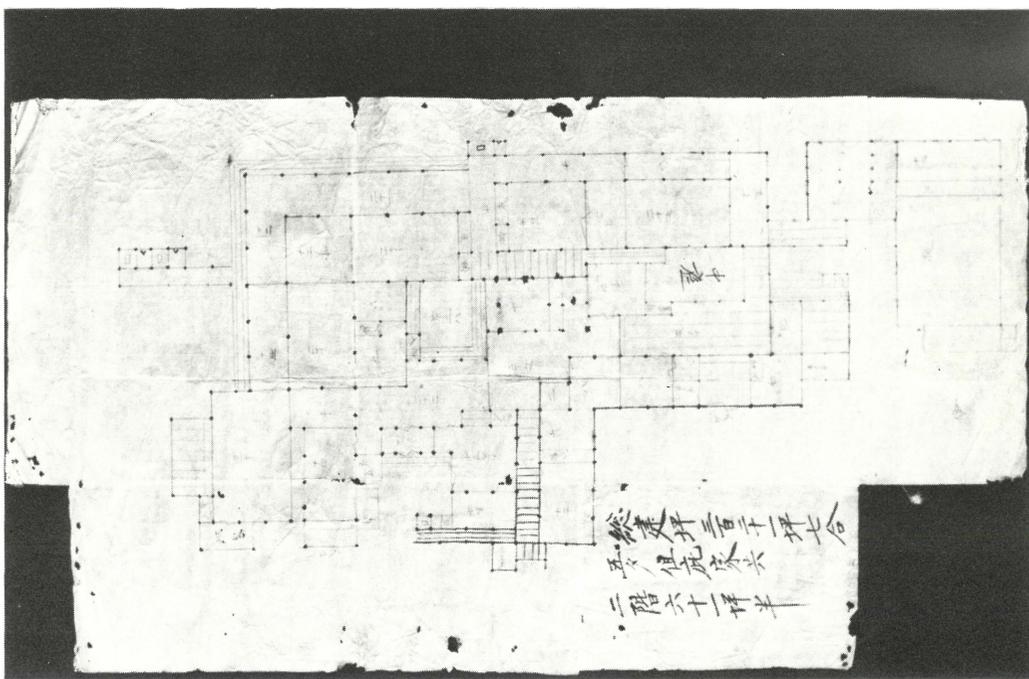
「城内の儀も門々櫓塀等微塵に裂砕いたし家中大半潰家あいなり」（註1）「御天守中段より土はあい潰れ」（註2）「御城御矢倉半落」（註3）「御城内大破」。

宿内向一つ無之、如原相成。御城は塀所々崩れ、御住居向屋根所々見る」（註4）「掛川御城内天守一蓋崩、御門残らず総崩れ御殿は残り候由し」（註5）

等とあり最後の記事の「御殿は残り候」は転倒した大屋根の伏したのを遠望して誤認したのであろう。藩の記録（註6）によれば



掛川城御殿古図（嘉永七年震災以後）



掛川城御殿古図（明治初年）

「一、朝五時大地震、御城内御天守半潰、御櫓式斗残り跡不残御門不残潰（中略）翌五日御用部屋迄御裏門内は戸障子囲て補理然る処末震動渡中に人家より入候儀被成にて外に罷在」

とあり、被災後応急の処置として

「十二月十五日、是迄御居間北之方明き地に仮小屋出来年寄共始相詰御用向取斗候処□時斗之間迄ケ成取終出来夫に今日相移」

と城中に仮設の建物を設けて執務をしたことを伝えていゝる。現存御殿の再建の模様は、

「御殿向潰、一御玄関御広間 卯年（安政二年）出来、一御書院鎗之間 同断、一諸役所間 申年（万延元年）同断、一御書院長囲炉裏、酉年（文久元年）同断、一御居間より御次間、一御勝手、台所、此の二ヶ所御宿城とも相成節而不相済之場合可□□成」（註7）と記されている。御殿の竣工の模様は御広間、御書院の棟札に

「安政元年甲寅十一月四日大地震殿宇皆悉破砕仍城主令大小臣有所司而領中工匠交互来成其効 安政二年乙卯冬十一月」

とありまた諸役所のものには

「諸役所建継万延元申年冬十月 御普請掛文久元酉年春三月皆出来」

とある。当時の図面によれば、三三二坪半（一〇九七・三平方米）ほどであった。

明治元年掛川藩が上総に移封された。この時、藩ではすべての畳の表替をして明け渡した、と伝えられている。明治二年徳川家の静岡藩成立により表書院を勤番組の事務所に、北半分を徳川兵学校掛川支寮として使用した。明治四年廃藩置県により掛川宿に下付され聚学所と称し、一般の教育にあて、明治六年掛川学校となり、以来掛川女子高等小学校、実科高等女学校、掛川高等女学校、小笠郡準教員養成所等に使用された。

大正十三年掛川町役場として、昭和二十九年市制施行後は掛川市役所として三十一年市庁舎の完成まで掛川の市政に貢献した。その後も各種団体事務所、農業団体、消防署等が入居し、四十七年十二月消防署の完成まで庁舎として使用された。この間、昭和三十五年県指定文化財となり、三十六年一部修理を行ったが、老朽化が甚しく四十七年から五十年にかけ、半解体の大修理を行い、改造されている部分ではできるだけ旧状に復元され、往時の姿を見ることができている。

（註1）「大地震極難日記目録」による。掛川地方の地震被害資料を収めた「史料に見る東海大地震」を参照されたい。

（註2）「永江院過去帳」による。同前

(註3) 「松下良伯手記」による。同前

(註4) 「統地震雑纂四」による。同前

(註5) 「万代記録」による。同前

(註6) 藩の記録、朝比奈家文書「役義歴代」による。この資料は掛川藩の事蹟、機構、人事等に詳しい。

(註7) 「震災に付御城中御普請ヶ所」による。同前

四 御殿の構成

現存する掛川城二の丸御殿は、嘉永七年の大地震によってそれ以前の建物が倒潰した後安政二年から文久元年まで十年間に建築された建物で、桁行四三・九九米、梁行二五・六二米、建面積九四八平方米、重葺瓦葺の大棟七通りの建物である（註1）。玄関の部分には起破風の車寄を付け、御広間の入母屋造りの御書院と小書院の寄棟造と諸役所の切妻造の大屋根を連ねている。

この建物は藩の公的儀礼、式典、接客、応対の場と、政庁としては藩政の本部機能の部分に藩主の公邸を加えたもので、奥御殿に当る住居は山下郭の「仮御殿」が使用されたため、この建物には建築当初から御住居の部分は伴わなかった（註2）。

建物を順路に従って説明すると、まず玄関御広間と御書院鎗の間（註3）の部分で、ここは震災直後に着工し翌二年に先ず完成している。

〔表番所〕竣工当時の図面（註4）によると、玄関の前、御広間の西隅より南へ塀を付け三間ほど先に二間に三間の番所が設けられていたが明治初年既に無く現存しない。

〔玄関御広間〕この部分は建物正面の入口である。書院の建物の東端にこれと直交する大入母屋の破風の間で、

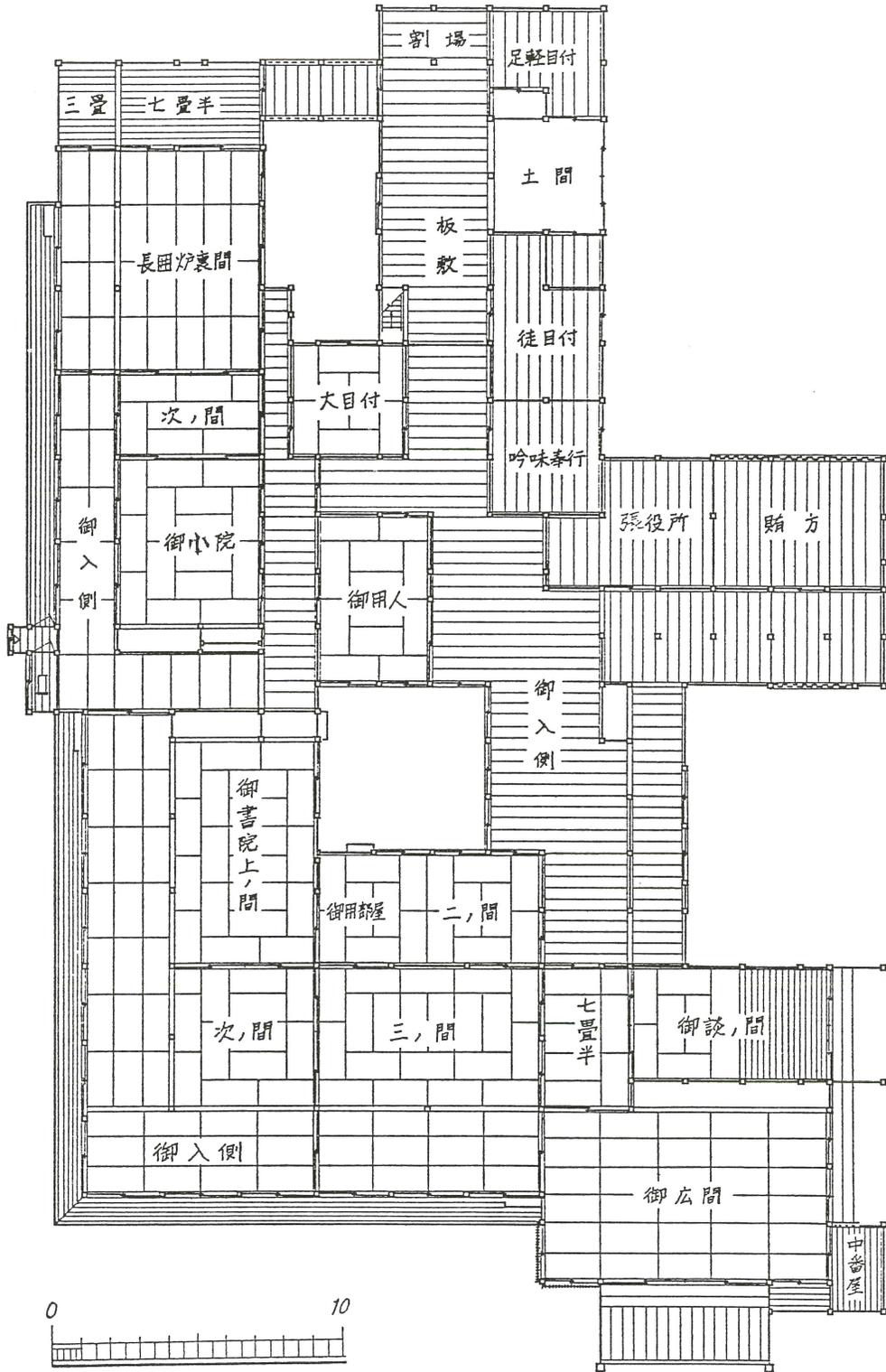
起破風の玄関の車寄せと、式台をつけている。この部分は接客と通路の二つの要素をもっている。

正面の「玄関」は間口三間に幅一間の板敷の式台があり、藩主や賓客の来駕の際乗り付ける所で、玄関より御広間に昇る階段は三段（九〇榿程）あり、御殿の主要部分の床面は地面より三尺の高さにある。

「御広間」は三〇畳敷で接客部分としての対面所で来客の面接饗応に使われた玄関の間で、部屋の北側正面は長い床の間を付け、東側は修復後二間の舞良戸の「脇玄関」を付け出入口とし、文久頃竣工当時の図面では二段の上り段を付けている。

東南隅に三畳の「中間部屋」と玄関の傍に一帖（板敷等の場合畳敷と区別し帖を用いる。面積は畳一畳に同じ。以下同様）の押入を付けていた。明治初年の図では脇玄関の入口は無く、壁となり中間部屋は物置として使われ、その後早い時期に一段低く庇を付けた土間と中間部屋は撤去された。

御広間の西北側に七畳半の部屋は古くは「奏者番の間」と呼ばれ藩政改革で奏者番は「取次」と改められている。番上の詰所であり来客の用向を取次いだ。その東側で御



掛川城御殿平面図

広間の床の間の裏は「御談の間」十五畳である。十畳が畳敷、東側五帖は板敷で、ここで格式の低い一般の来客の用事は処理された。東側は舞良戸を引き二間の入口で二段の上り段の下に今は無いが南側に一帖の拭縁がついていた。「中の口」で上級藩士の通用口でもあった。

〔御書院〕表御殿の中心となる部分の御書院である。御広間の西に続き寄せ棟の大屋根が鍵形に曲っている。「御書院上の間」二十畳、「次の間」十二畳半、次の間の東側に「三の間」二十畳、上の間、次の間の西側から三の間の南へ折曲る「御入側」四十五畳は、上の間と次の間の西二十一畳、次の間の南十二畳、三の間の南十二畳に分けられている。三の間と南側の御入側の二間は「鎗の間」と呼ばれた。

御書院は晴れの部屋として、藩主への謁見、儀式、御礼の場で藩主の御座間である。上の間は畳敷の床の間と違棚を付け書院の形を整えている。藩主の御座所は他の部屋より一段高い上段を設けるのが普通であるが、この建物の場合、上段が設けられなかったのは藩主太田氏が常には掛川に居らず江戸邸で暮されたため、時折り国許に帰ったときは置床式の上段をしつらえたと考えられる。廃藩後に民間へ払下げた古畳の床に直綿を入れたものがあったと伝えられ、仮設の上段を使ったものではないかと思われる。

御書院上の間の東側に三間四方の「中の坪」（中庭）がありこの部分に面し腰壁に障子をはめ室内の採光をよくしている。中の坪の南で三の間の北側に上の間と襖で接する「御用部屋」六畳と「御二の間」十畳がある。この部分は御書院の屋根より一段下った低い庇の間で天井が低く政庁の一部分で藩主の執務の部屋であるが、書院造りの「帖台の間」の性格を備え儀式の際の控や司式の場の要素をもっていた。

表書院は襖を取り払うと百畳敷に近い大広間となり襖・扉風・衡立等で間仕切をして二十畳三十五畳五十五畳六十五畳等用途に応じ使い分けることができた。「御入側」は畳敷の内縁で座敷と通路を兼ねた部分で建物の西側と南側は腰板の明り障子をはめ室内を明るくし、外に雨戸を引く。外廻りは武者走として三尺幅板敷の濡縁を付ける。建物の床は高く三尺程で縁の下も二尺余の高さがある。次の間と三の間の間を南に向った縁先に渡廊下があり先に「雪隠」（便所）が付いていたが現存しない。

〔中奥〕表書院より西北側の別棟として建築後十年目の文久元年に継ぎ増し竣工した建物である。「小書院」二次の間「長囲炉裏の間」があり、この建物は藩主の公邸である。

南から御入側一間幅の建継の部分に御座間の「小書院」十五畳「次の間」七畳半「長囲炉裏の間」二十畳と西側

に「御入側」が一間幅で二十五畳（小書院の南側七畳小書院次の間の西側十畳長囲炉裏の間の西側八畳）北側に三畳と東側長囲炉裏の北側に七畳半の部屋があり、現在は板敷になっていて。西側と北側に引戸と東北隅は一間幅の渡り廊下で御台所に通じていたが、現在壁になっており、東側は二段下りて廊下で諸役所の間と連絡している。

「御入側」は内縁で座敷と通路を兼ね西側は明り障子と兩戸の外に濡縁の武者走を付け南端に雪隠がありこれは復元されている。「小書院の間」は明治以後床棚を取払われていたが修復に際し御書院に倣って再現された。小書院の東側は一間幅の畳敷廊下を隔てて「御用人部屋」十二畳があり、御用人の詰所であった。またその北側一間の畳敷の廊下を置いて北側で長囲炉裏ノ間の東側三尺の廊下を置いて「大目付の間」八畳がある。これは藩主の御座所の近くにあつて警護と御用向の側近の侍が控えていたためである。この廊下の部分は明治以後板敷となっており、現在も板敷のままである。

「長囲炉裏の間」の天井には中央に一帖程一段高い部分があり、そこに太田家の定紋である桔梗と替え紋である鏑矢が浮刻にされている。鏑矢の紋章は主人か嫡子のみ使われることから、ここが藩主の居間であつたことを示している。

藩士達が藩主や城代家老から役儀をうけ誓詞を交し新知加増や屋敷替や養子相続等の拜命・届・御札等の場所は身分格式によって定められていた（註5）。城代、年寄、番頭、取次、旗奉行、用人、取次等は御居間に於て、馬廻、膳番、文談、医師、大納戸、近習中小姓、祐筆等は役儀、新知加増、屋敷替等の拜命は書院で、御札は御居間で、役議誓詞は会所で行われた。普請奉行、宗門改役、武具方、徒目付、勝手目付、供小姓、代官、組外、帖付、徒組頭、坊主頭、馬役座、蔵役人、勘定人、大工棟梁、料理人、家具役、物書、坊主等は役儀、新知加増、屋敷替等は御用部屋で、御札は長囲炉裏ノ間で、役議誓詞は会所で行われた。無益延では役儀、新知加増、屋敷替は長囲炉裏ノ間で、役議誓詞は会所で、御札は中の口鎗の間で行われている。

安政地震以前（註6）の御殿では東西向きに小書院十七畳で内三畳が上段次の間五畳長囲炉裏十五畳と規模も小さかったが、奥御殿との間で中奥の部分には十八畳より四畳半まで十三もの部屋があり今日の建物と可成り違った平面であつた。

〔奥御殿〕安政の大地震以前の建物は中奥の建物の西北側に奥御殿があつた。中奥の端から廊下の御錠口より奥は藩主の私邸で、御住居と身の廻りの世話をする御殿女中の「お局部屋」があつたが、震災後再建には先ず山下

郭に仮御殿を建てその後御住居として使用され付属の建物も移転した形となったため二の丸御殿には奥御殿は伴わない。

一般に大名の家族正室の奥方と子供は江戸邸に住み、藩主は参勤交替して国許と江戸表の両地に住む場合半年は国許で過した。この時奥御殿のお住居に生まれた。国許には場合により准妻の御国御前の奥方を持ち、奥御殿では御女中が世話をしたが、御錠口より表の御殿では藩主の身の廻りの世話は御用側人、坊主、小姓等男子が行い女子は入らないものである。

掛川藩主太田氏の場合は江戸幕府の閣僚要職である寺社奉行、大坂城代、京都所司代、老中等で領国の統治は城代家老に委ね、大坂や京都の任地に赴任する外は江戸に常住し、時折暇を得て国許に帰る程度であった。こうした特殊事情もあり震災後は山下郭の「仮御殿」をお住居に使用し「藩主は祝祭儀式の外は御殿には住わず平常は龍華院下の御仮御殿に住するなり」と古老の憶書にも記され、藩主はお住居より御殿に出勤して政務を処理された。この仮御殿はその一部が明治初年に西町の円満寺境内に移築されて、郡役所、掛川女子裁縫義塾の校舎として使用され戦前までであった。寄棟造に玄関入母屋に唐破風屋根に式台をつけた建物で、床の間と違棚をつけた御書院の間は上段造りになっていた。

〔御勝手台所〕現在の建物の小書院長囲炉裏の棟の北側に渡廊下で連絡した別棟として、文久以後に四十三坪半のお勝手台所が設けられた。勝手役所外若干の畳敷の部屋の外は板敷と土間の建物で、御殿でする土族の給食施設であった。明治以後早く撤却されており、今回の修復の際遺構の調査が行われたが、復元はされなかった。

〔諸役所〕藩の役所として二の丸御殿の中に本部機構と内務的な機能が集中され、その他（註7）の役所は分室として御殿の外に各業務毎に建物を設け執務を行った。総務は竹の丸の西側続地に会所、その西に税務関係の賄所と収納倉庫である枳蔵の土蔵があった。竹の丸の南の報徳社の位置には給食施設の下台所、大手郭には町奉行所、城西の中西には地方奉行所、代官屋敷、山下郭で今の松尾町の仁藤御門の内には御城米蔵、松尾郭で今の緑町にある裁判所の位置に土木営繕の作事所、龍華院の西で北門内に藩学徳造書院があった。警察は本部を御殿内の目付とし、派出所は各番所で、駐在所として町番所があった。こうした役所の分室は城を中心に二の丸、三の丸、山下郭、松尾郭、内郭、大手郭、城西等に分散していた。二の丸御殿の玄関御広間の北側で小書院長囲炉裏の間の東側の棟には政庁諸役所として藩の中樞である十六室一三二坪がある。中央を南北に通路として南半分は畳敷だった御入側折廻し四十七畳と北半分二十八帖は一段低

く板の間とし必要に応じて執務作業の場とされた。

藩主の政務を行う「御用部屋」の位置は御書院上の間と次の間、三の間が析曲る鍵形の角の部分に六畳の部屋を設け、御書院上の間と三の間に襖で通じ、東側に「二の間」十畳敷があり三の間と御入側に襖で通じて北側は中の坪に障子窓を付けている。御用部屋は藩主の執務の場所であるが、御書院上の間同様上段が付いていないのは藩主常府という特殊事情からであろう。上覧の文書の被見決裁を行い側用人が書類を運び必要に応じて説明答弁し、藩主不在の時は家老が代行して執務するのもこの部屋であった。家老の執務については「朝九時に屋敷から御駕籠で登城し御門で門番の中間が家老様出仕の声を掛けると玄関係の若侍が玄関の戸を両方に開き、奥に聞えるように「御家老様出仕で御座います」と殿様に申し上げる。殿様は定席に付くと、家老が「お早よう御座います御機嫌御宣敷結構で御座います」と申し上げる。殿様は「大儀」と申され、それから廊下伝いに各事務所を覗て廻り家老室に落付き、各役人から持って来る書類に目を通し、殿に伝える物は殿の前で係役人に読ませ、午後二時には下城するのが日課であった」と『桔梗ヶ岡実録抄』（註9）に家老須貝老人の話を書き記している。

御用部屋、二の間の北側にある中の坪の向い側に御用入部屋十畳に二畳の床の間と押入を付けている。畳敷一

間幅の通路の先に大目付の間九畳半に三尺の押入がついていたが、今回の修復では八畳の間に改められた。目付とは監察といわれ警察権を行使するという意味より情報を収集し行政を促進させる機構で、藩政の監視調整推進を務めし問題発生を未然に防止する役所である。配下に徒目付、足軽目付を置いた。北側中の坪に面し半帖の板敷が出、中の坪に二間四方の西と北を羽目で囲んで白洲になっていた。

大目付の入口の東側は二間幅の御入側の向いが「吟味奉行」の間である。これより北側は二段下り通路兼作業場の板敷で、二十二帖である。その北の突き当りは「割場」十二帖で、内四畳敷の畳の他は板の間で作業場だった。割場の手前から西へ一間幅の廊下を付け小書院、長囲炉裏の棟に通じる。現在二間の廊下の両側は腰板の上部に連子窓となっているが、往時は西一間は南側中の坪に出る引戸が、東一間は北側に付いた縁に出る引戸で、割場の西沿に三尺幅の縁があり、北端に雪隠をつけた。板敷の東側に北より「小遺部屋」四帖で、後に物置として使った部屋と、東側に雪隠があったが早く撤去された。この割場の板敷と小遺部屋十二帖は屋根の低い建継の部分だったが、戦後取り払われ、この部分は復元されず壁になっている。

小遺部屋の南に七畳敷に一帖の押入を付けている「足

「軽目付」の部屋は西側の割場と南側の土間に入口をつけていたが、現在西側の入口は壁になっている。南側は二間四方の土間で東側は引戸で庁内へ物資を搬入する出入口であった。土間の南に板敷一坪の物置が土間に開かれている。その南側は「徒目付」八畳の間である。

中央の板敷の広い廊下の大目付寄りに一間に三尺の梯子を付け屋根裏に二十八坪の板敷の中二階を設けており、無窓の室内は物置や書類収蔵に使用されたと思われる。

徒目付の南側は「吟味奉行」八畳があり情報の整理調査に当たった。この部屋の南は小書院への棟に直交する御用人の間の棟が東西に延びており御入側の部分で諸役所の棟に交差した東側の中央に一間幅の板敷の廊下が長さ五間あり廊下の北側は「張役所」（或は詰役所）十畳半、御用部屋張紙という布達告示（註9）もあり、庁内指令所又は管理事務所衛士の詰所であった。室内西側の一坪に中二階を付けており、東の三尺の板敷は押入で北一帖は張役所、南一帖半は隣の賄方についており、現在の復元とは多少相違があるが北側は連子窓で復元されている。この二部屋は共に昔は畳敷であったが現在は板敷になっている。現在壁になっている廊下の突き当りにも昔は東側への出入口として諸役所に勤務する藩士の通用口で、一間間口板戸を引き二段の上り段に一帖の拭縁を付けていた。入口の南傍に二畳の「小遺部屋」を設け三尺の廊

下が南へ折れ、端には雪隠があったがこの部分は復元されない。

賄方の南側は一間幅の廊下を置いて「御文証」七畳半、その西に「物出御役所」（或は物書役所）十三畳半いずれも畳敷で中二階を付け書類等の倉庫にしたものと思われる。

御入側に沿い西側に一帖の押入の跡が見られその南に「小間遺方」四畳は文書や内務の事務所、詰所であり南側に御談の間との間に二帖の「炭部屋」と濡縁に洗面所雪隠を付けていた。この一角は明治以来改造が甚しく旧状を留めなかったため今回の修復でも復元はされず、大屋根より一段低い庇屋根の軒下の部分にあった各部屋は取り払われたまま壁を囲らせ板敷の廊下となり、張役所、賄方の南側は二間幅の廊下となり、中央に柱だけが残り、御入側の東側も仕切の壁によって部屋の痕跡を見せている、この部分、中二階を付けた跡もあり南側の連子窓と東側の板戸の窓は採光のため新設されたものである。

最後にこの御殿の建築と修復は次のとおりである。

安政二年（一八五五）玄関御広間、御書院普請工事

文久元年（一八六〇）諸役所普請工事

昭和三十六年（一九六一）修復工事

昭和四十八年（一九七三）から五十年修復工事

（註1）「掛川城御殿修理工事報告書」第二章による。

(註2) 若林家文書「(万延元年)年中行事」袴田銀藏著「古老の憶書」等による。

(註3) 鎗の間の稱は文久二年の「震災に付御城中御普請ヶ所」と明治元年御東幸の際の文書に記されている。

(註4) 瀬崎家文書「嘉永七年震災以後の掛川城の図」による。以下御殿の部屋の名稱等はこの図面によるところが多い。

(註5) 太田家中の格式と儀礼については、太田家文書「御家作法帳」若林家文書「御作法帳」等に詳しく記されている。

(註6) 青木家文書「天保十四年御着城御座敷向絵図面控」による。

(註7) 「図録掛川城概説」第三章を参照されたい。

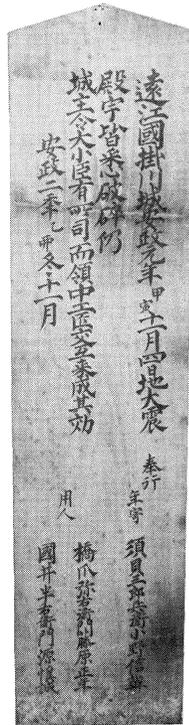
(註8) 「桔梗ヶ岡実録抄」は松尾町小野静孝氏の調査稿本による。

(註9) 若林家文書「御用部屋壁書」「壁書」等の資料にその内容が収録されている。壁書は壁に貼った掟や教訓、覚書等の書き付けである。

五棟札

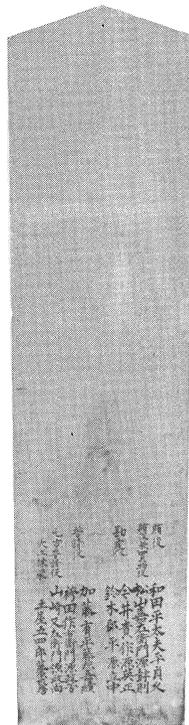
重要文化財の附指定となった棟札は次の二つである。
 一、成其効安政二季乙卯冬十一月の記があるもの。

表



遠江國掛川城安政元年甲寅十一月四日地震
 殿宇皆悉破碎仍
 奉行
 城主令大小臣看所司而領中匠交互乘成其効
 安政二季乙卯冬十一月
 用人
 須貝三郎兵衛 小野信辯
 橋爪弥右衛門 藤原正年
 国井平右衛門 源 惟誠

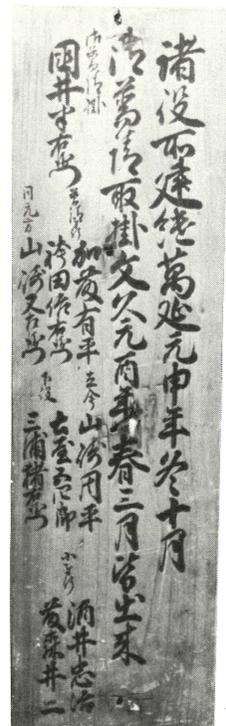
裏



賄役 和田平太夫 貞久
 賄兼買物役 松山嘉佐衛門 源 静則
 勘定人 今井貫作 源 英正
 鈴木郡平 源 立中
 加藤有平 藤原嘉績
 袴田作右衛門 源 政芳
 山崎又左衛門 源 政尚
 元方普請役 土屋五四郎 藤原良房
 大工棟梁

二、文久元酉年春三月皆出の記があるもの。

表



諸役所建物萬延元年冬十月
 御普請取掛文久元酉年春三月皆出来
 御普請掛
 国井才右衛門 普請奉行 加藤有平
 袴田作右衛門 立會 山崎周平
 同元方 山崎又左衛門 下役 土屋五郎
 三浦権右衛門 小奉行 酒井忠治
 藤森井二

裏



諸負人 十九首町大工
 伊三郎
 肴町大工 格平
 肝煎 十九首町大工
 又五郎
 下俣町大工
 金右衛門



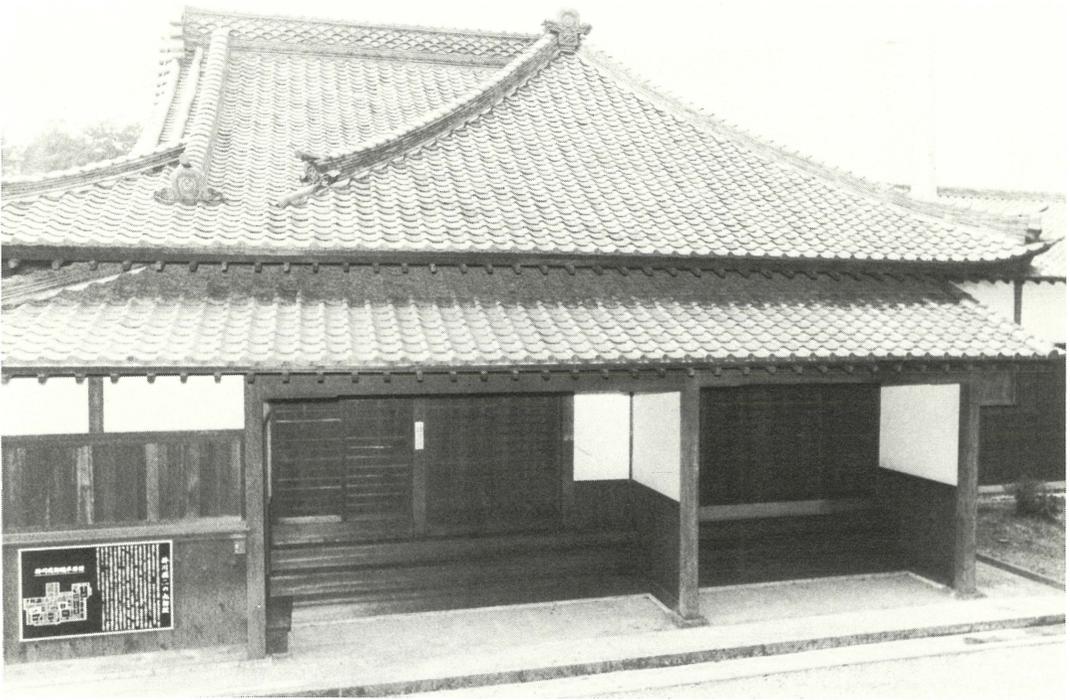
1, 南西側外観



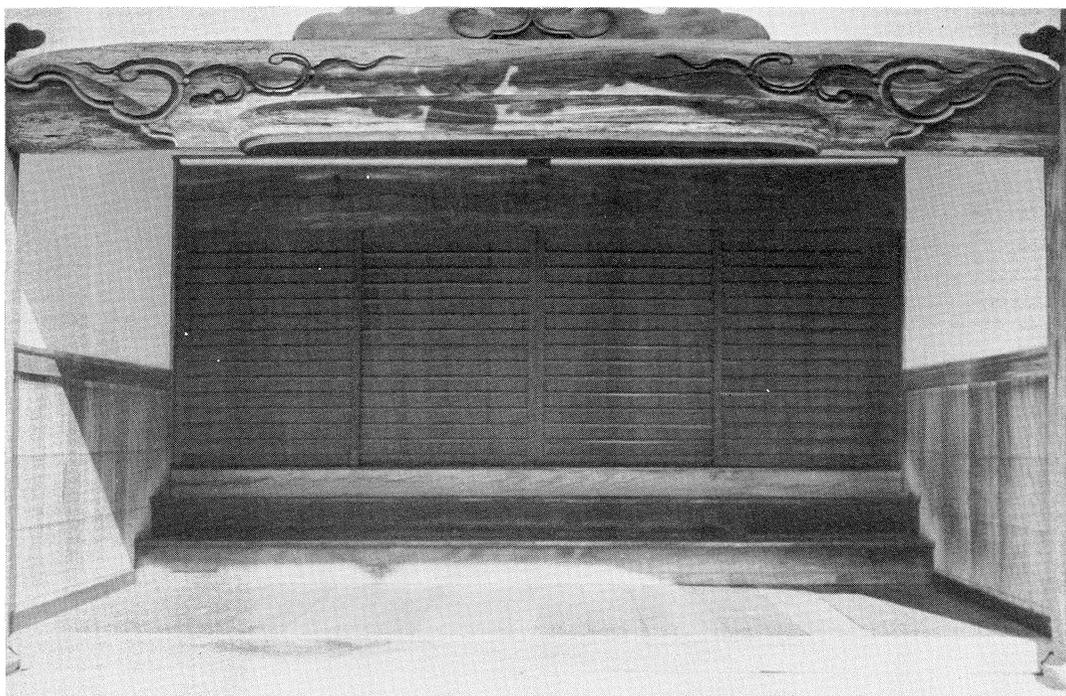
2, 西側外観



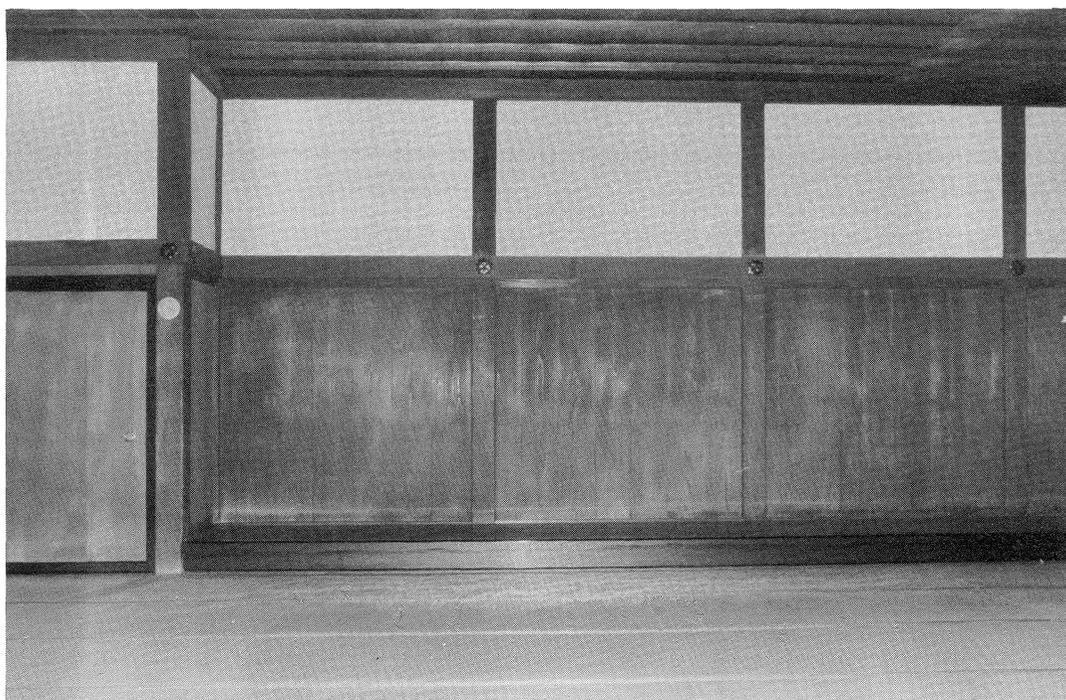
1, 玄関、御広間外観



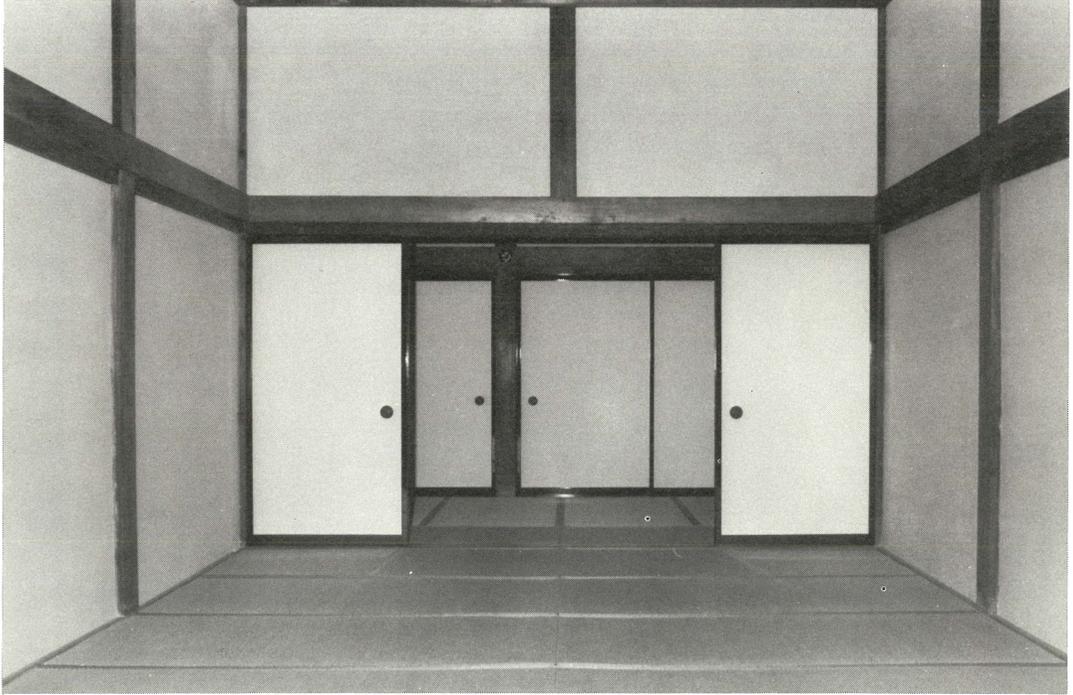
2, 脇 玄 関



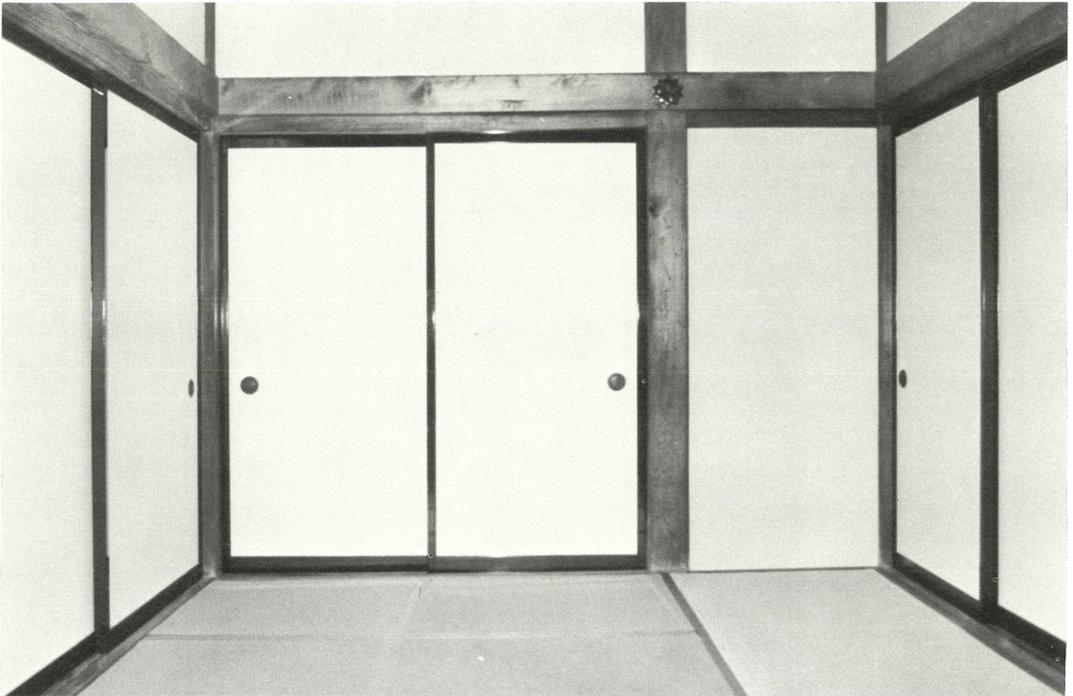
1, 式 台



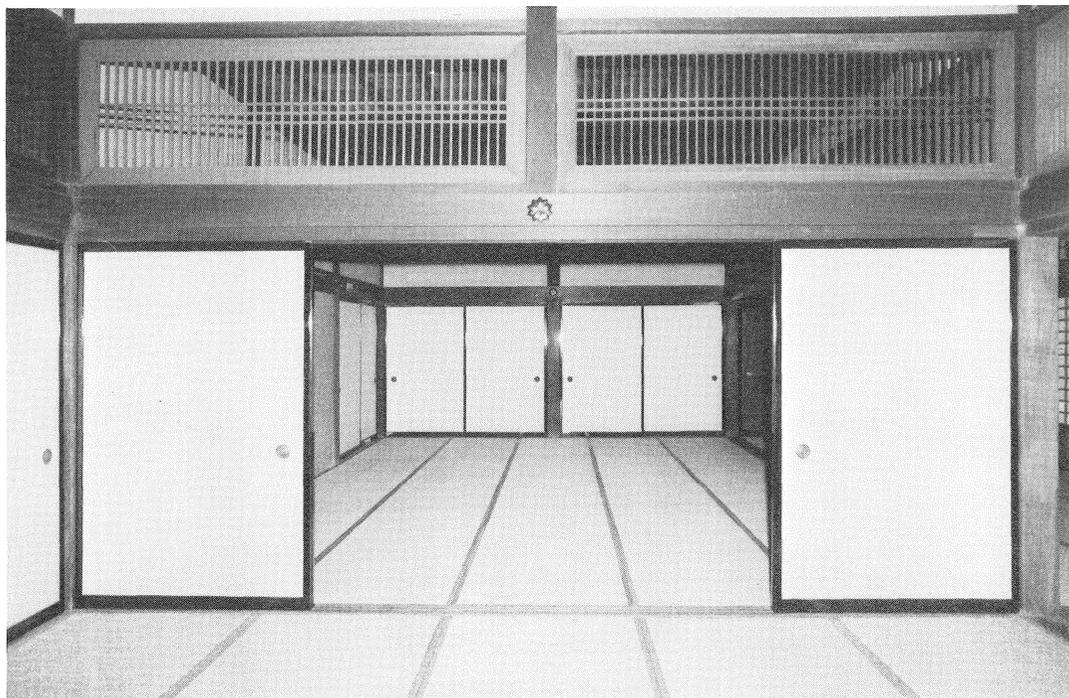
2, 御 広 間



1, 御 談 ノ 間



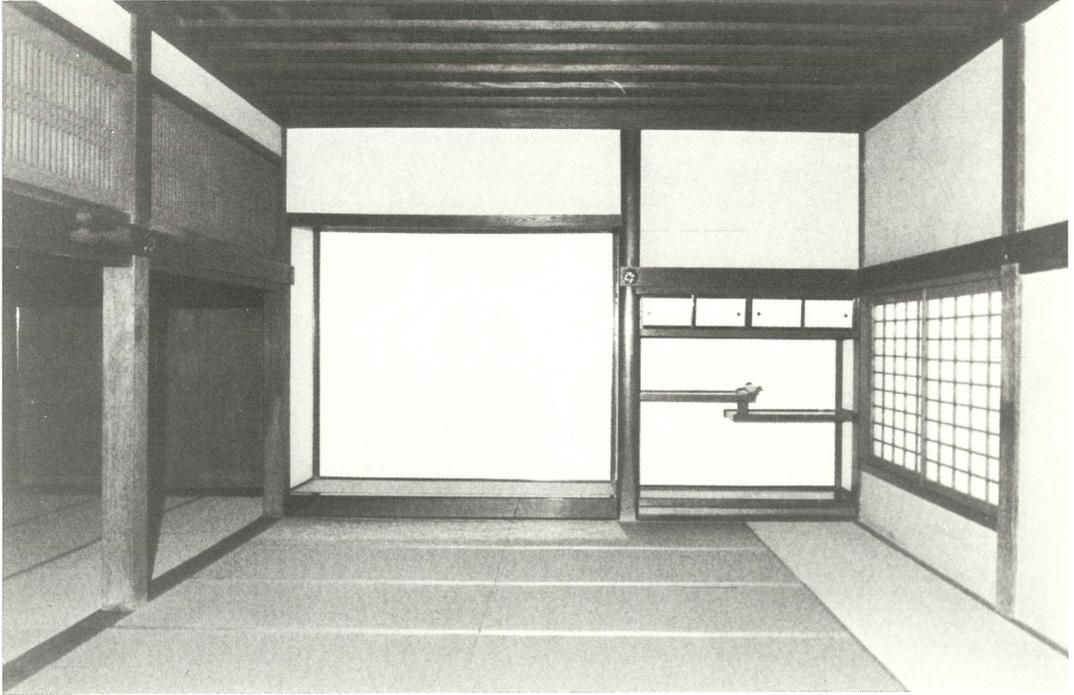
2, 七 畳 半



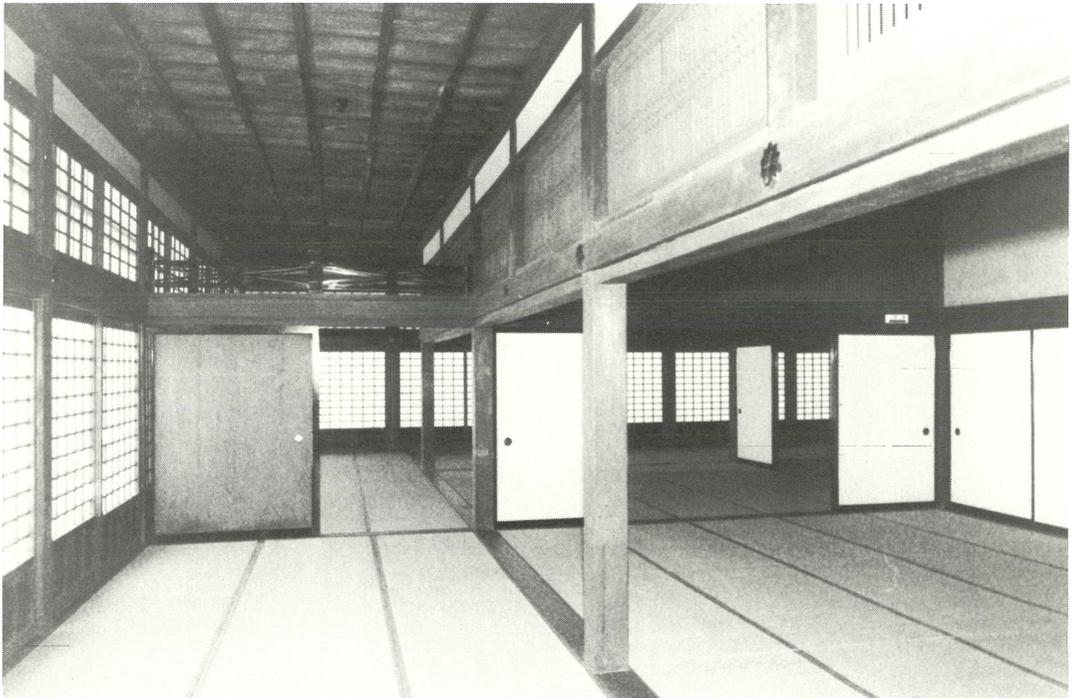
1, 三ノ間



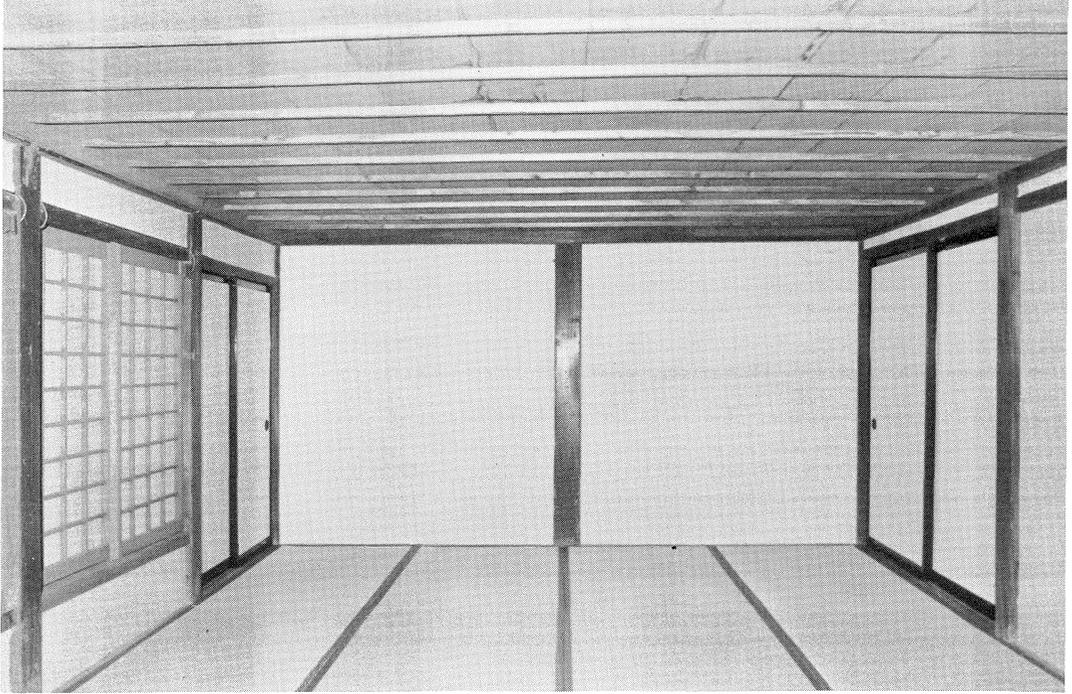
2, 次ノ間から御書院上ノ間



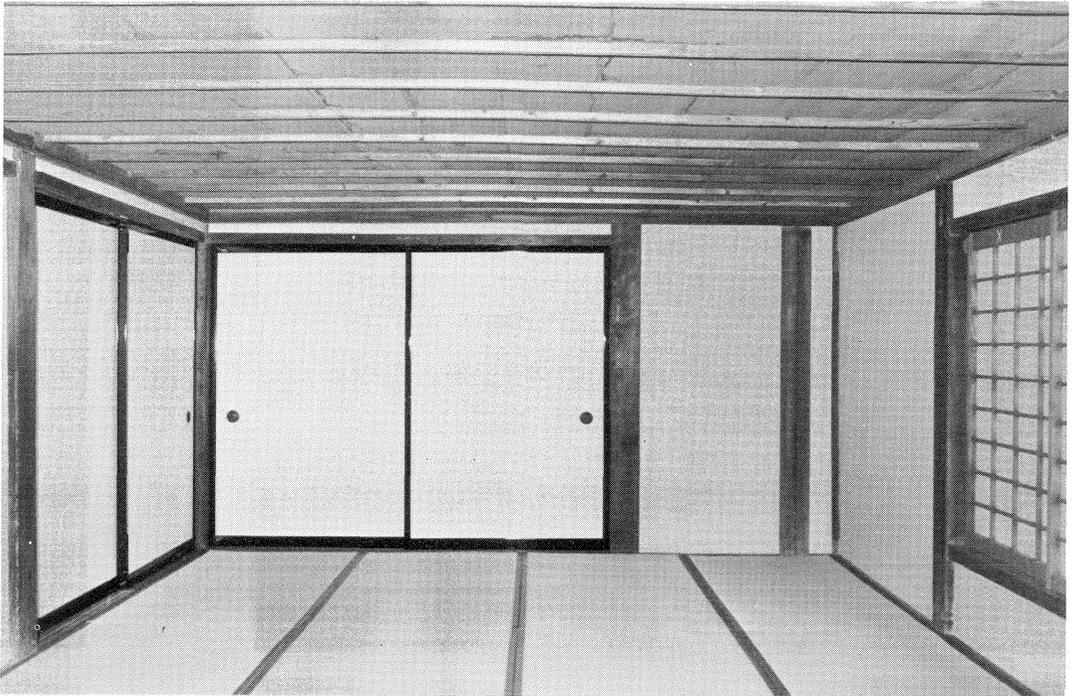
1, 御書院上ノ間



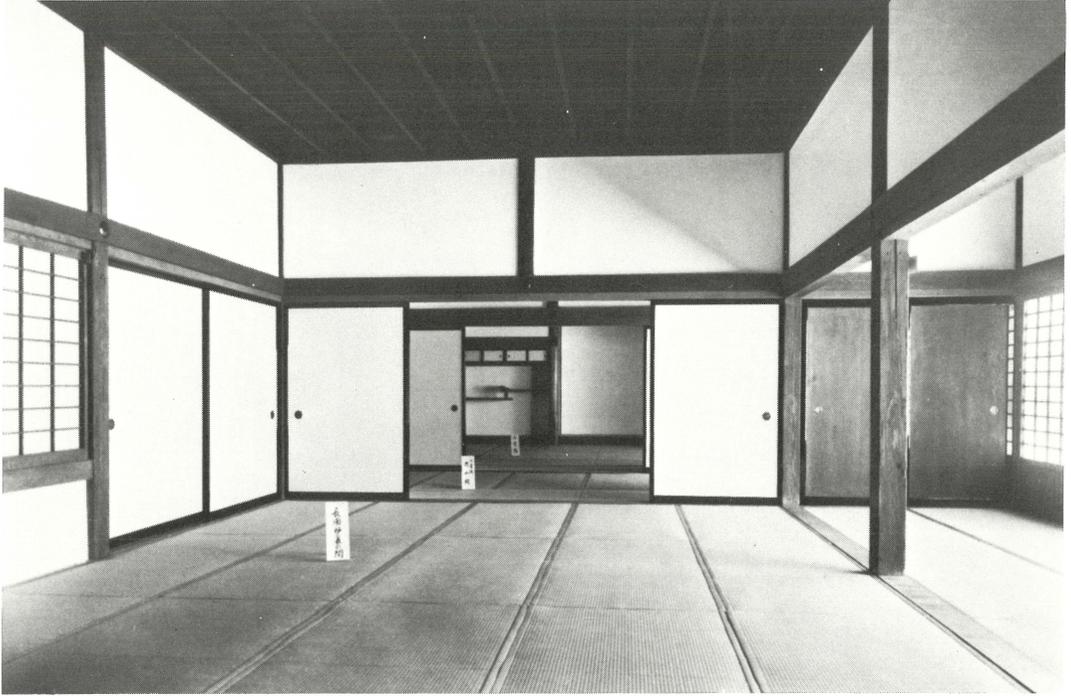
2, 入側 (書院部南側)



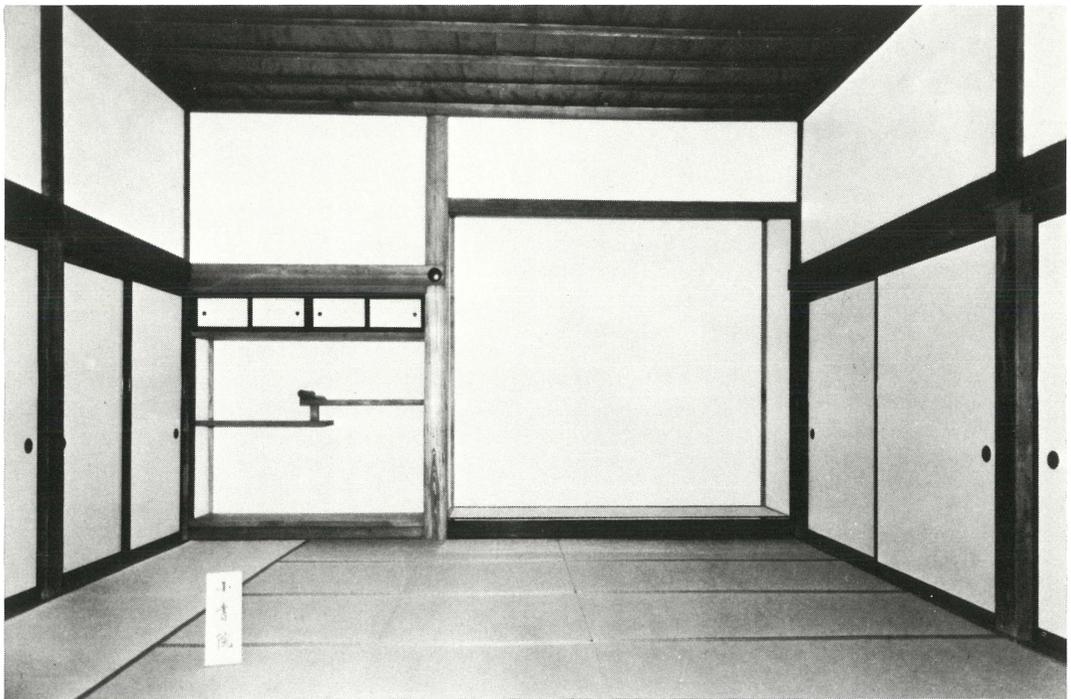
1, 二ノ間



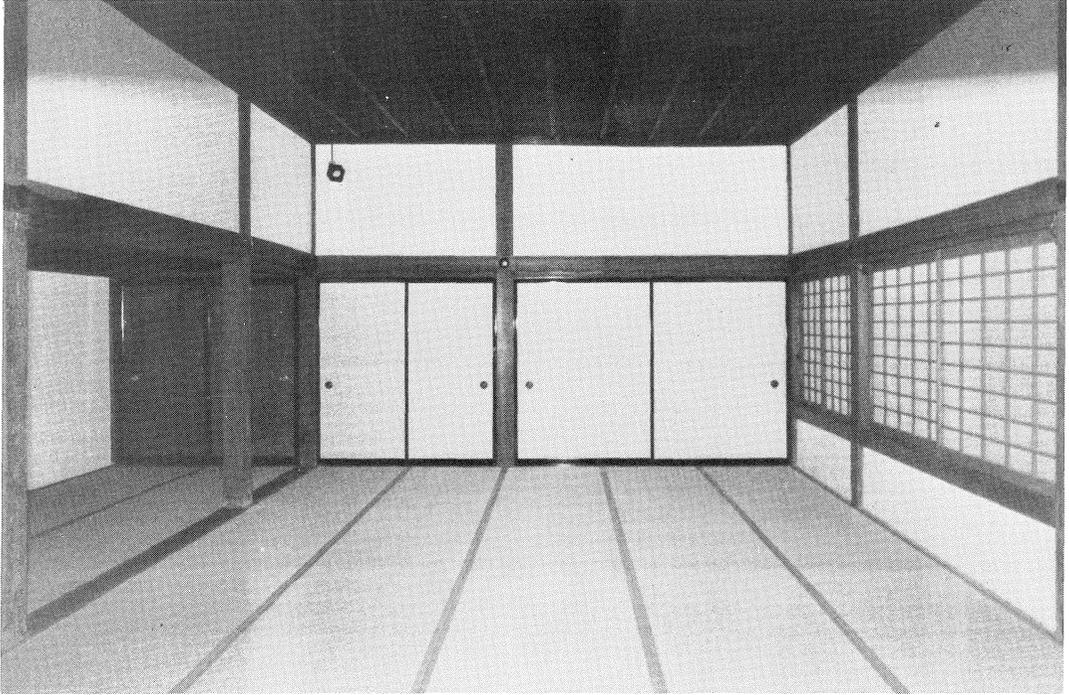
2, 御用部屋



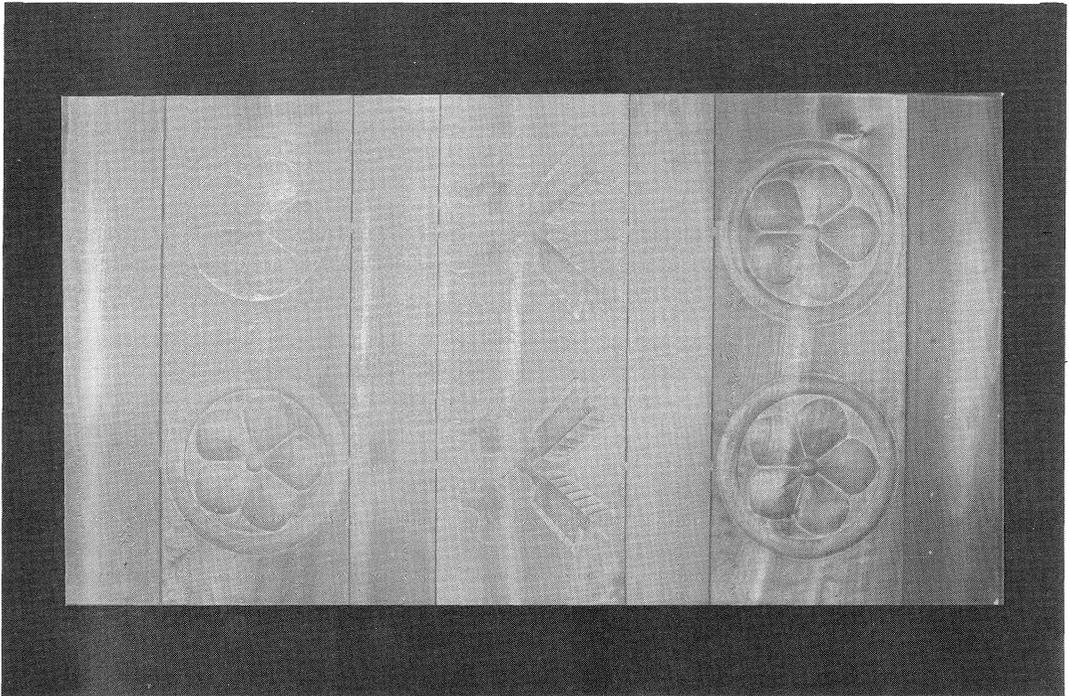
1, 長囲炉裏ノ間から次ノ間、小書院



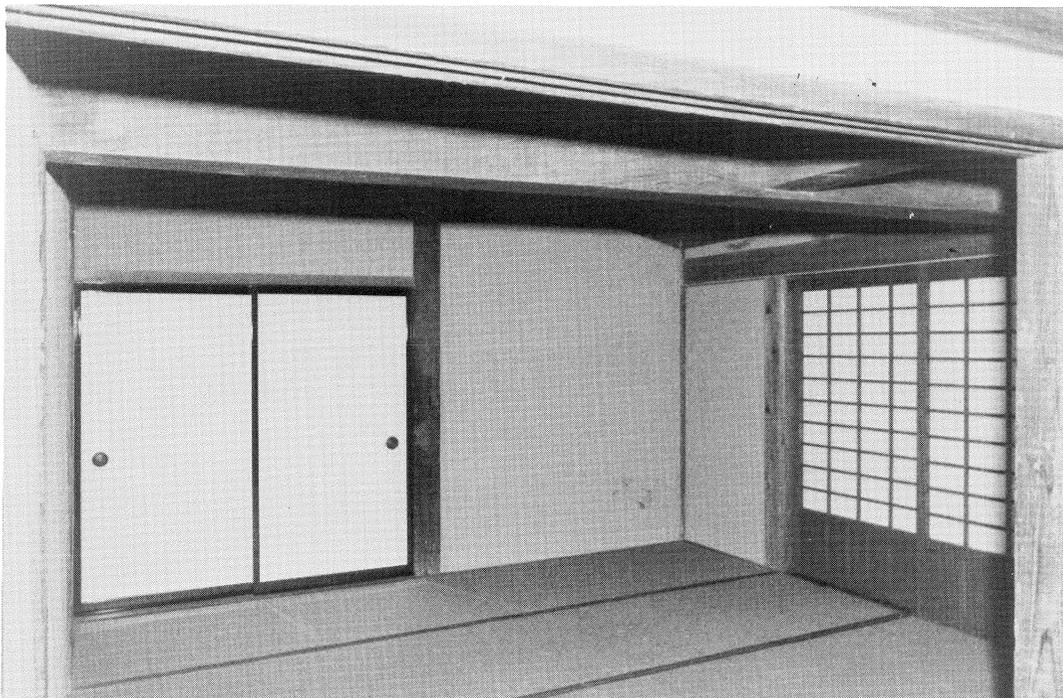
2, 小書院



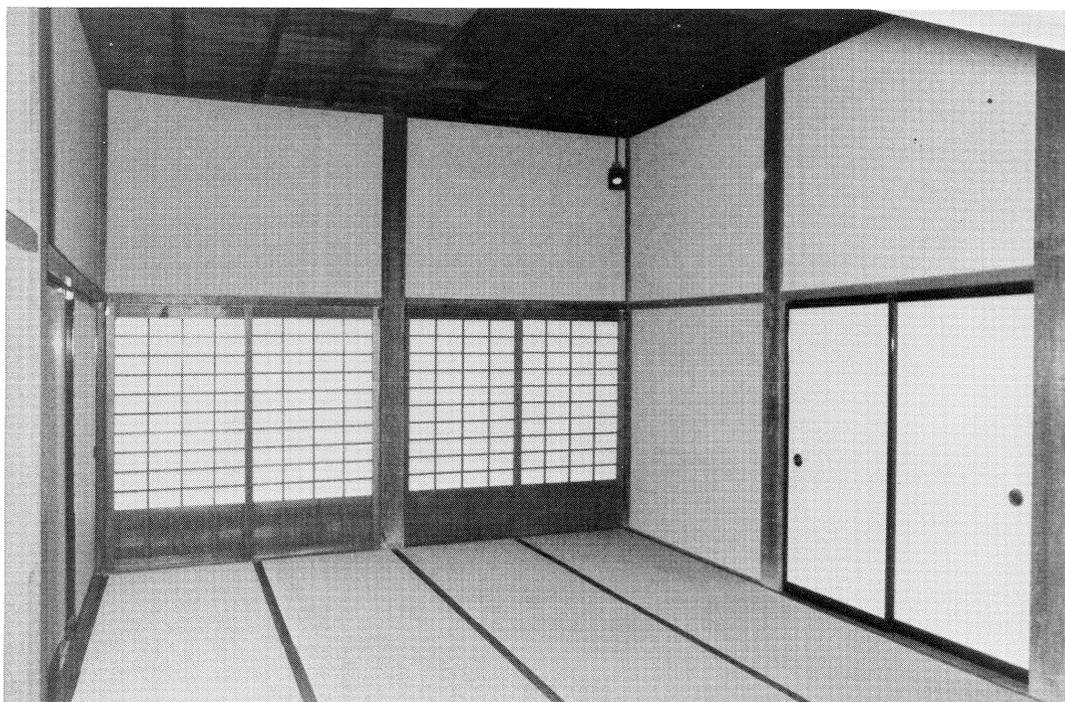
1, 長囲炉裏ノ間



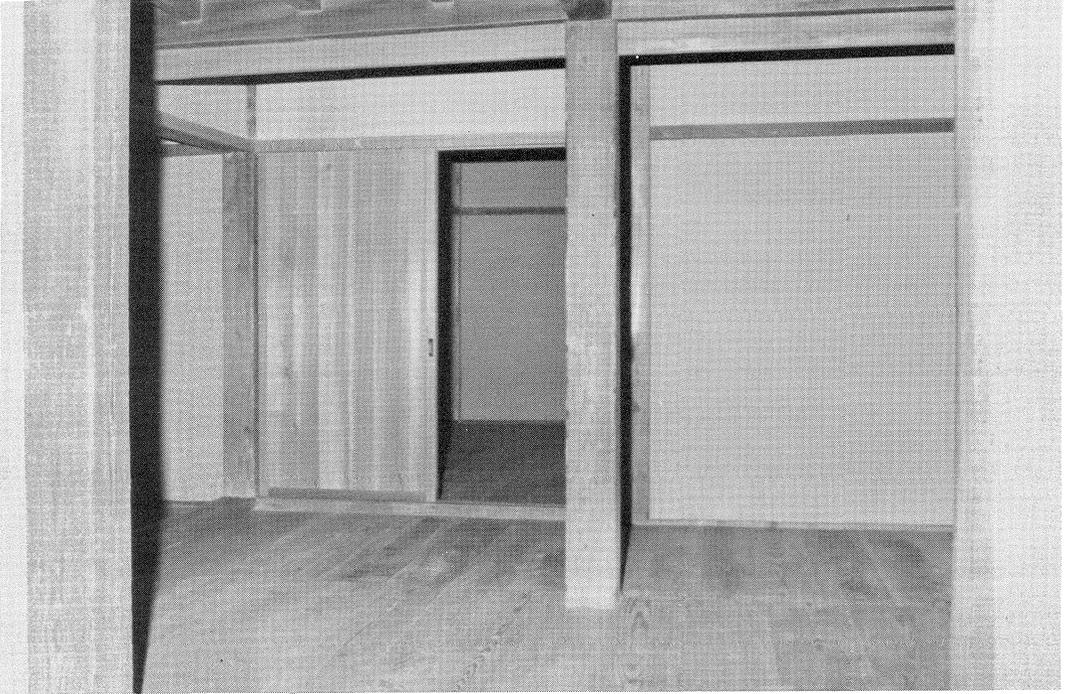
2, 長囲炉裏ノ間天井の家紋 (太田氏)



1, 大目付室



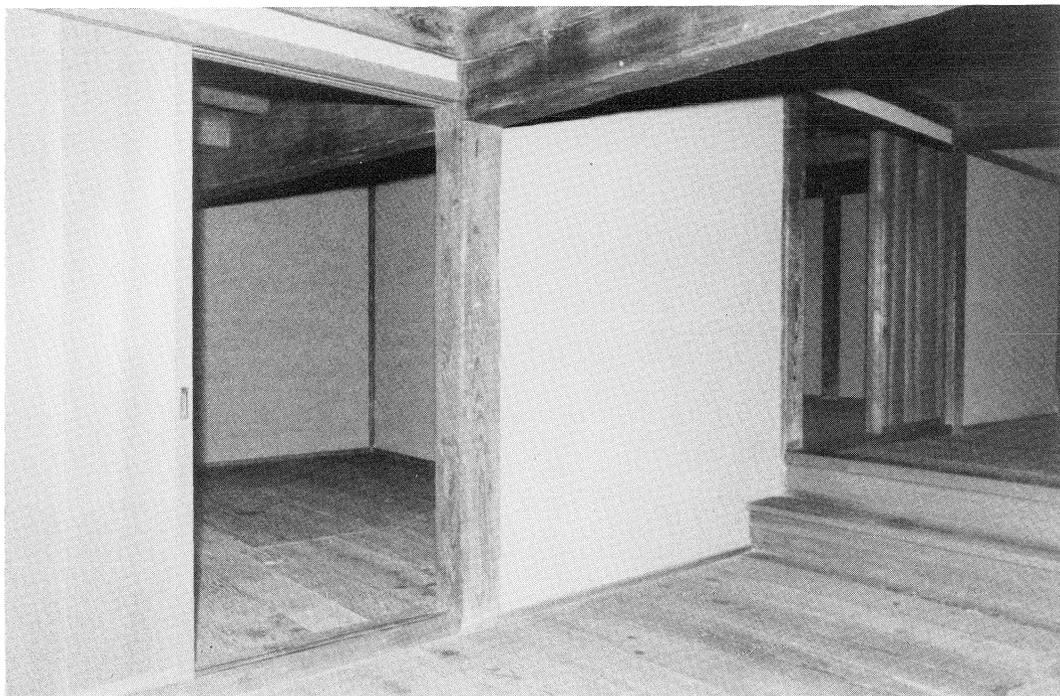
2, 御用人室



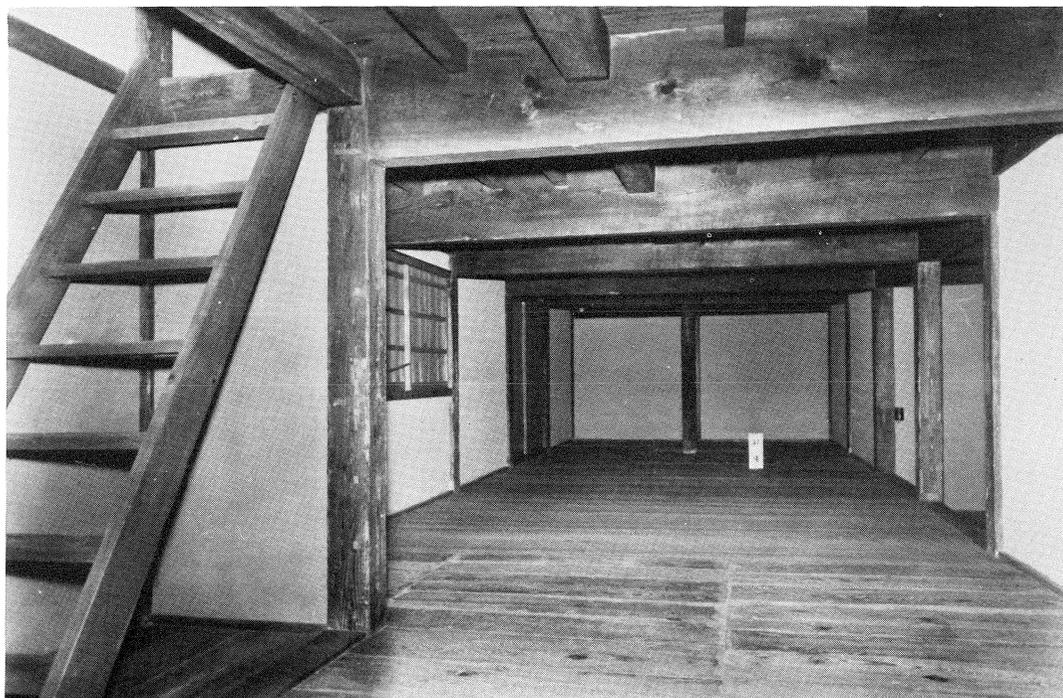
1, 張 役 所



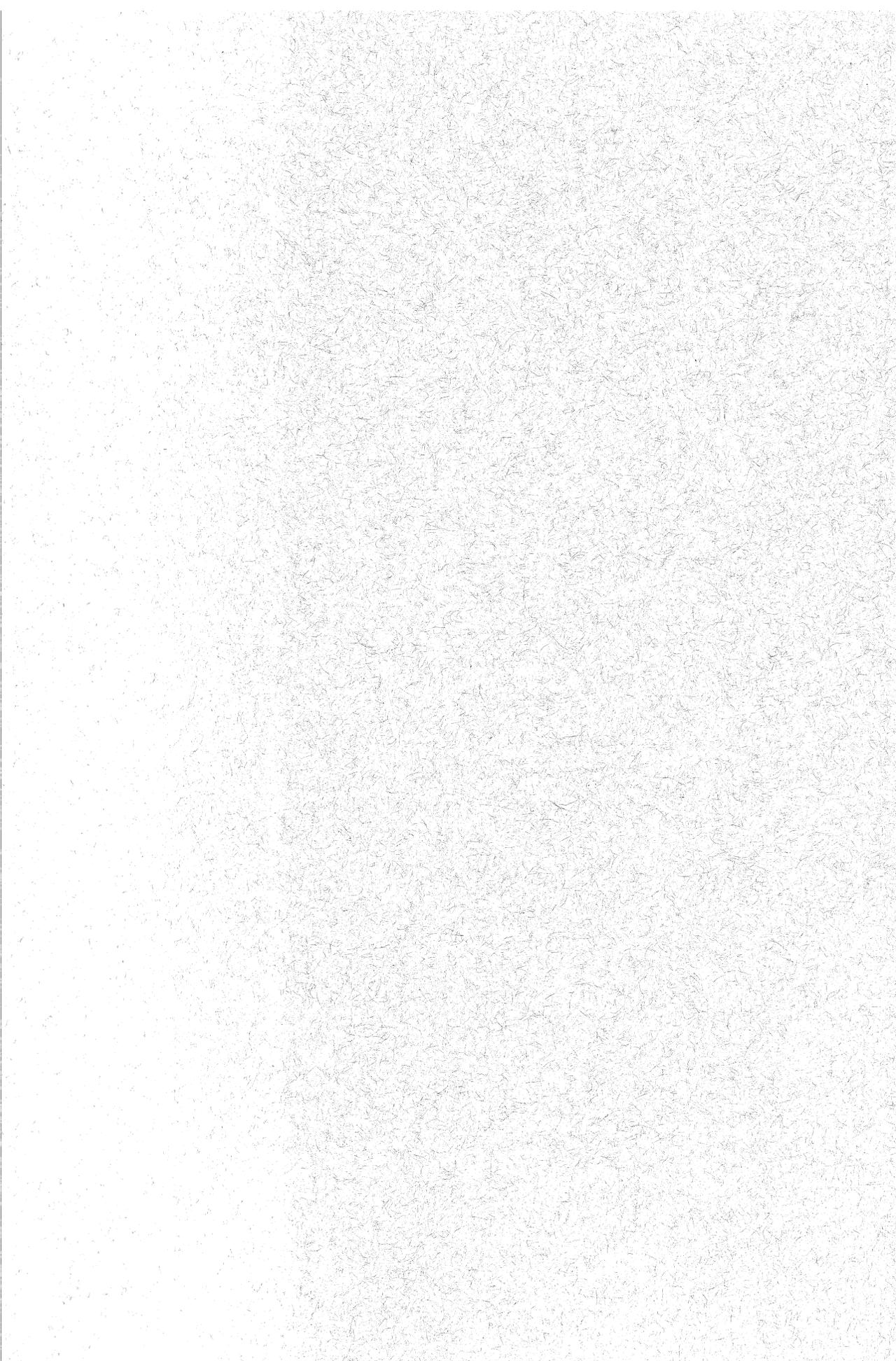
2, 賄 方 室



1, 徒目付室、吟味奉行室



2, 割 場



111